

平成29年度大磯町教育委員会第9回定例会議事録

1. 日 時 平成29年12月21日（木）
開会時間 午前9時00分
閉会時間 午前10時20分
2. 場 所 大磯町役場本庁舎4階 第1会議室
3. 出席者 野 島 健 二 教育長
曾 田 成 則 教育長職務代理者
青 山 啓 子 委員
濱 名 三代子 委員
長 嶋 徹 委員
仲手川 孝 教育部長
宮 代 千 秋 学校教育課長
山 口 友紀子 学校教育課副課長
森 田 敏 幾 参事（政策担当）
瀬 戸 克 彦 子育て支援課長
佐 川 和 裕 参事（歴史・文化担当）
山 口 章 子 生涯学習課長
國 見 徹 生涯学習課郷土資料館長
早 崎 薫 生涯学習課図書館長
秋 本 篤 史 （書記）学校教育課教育総務係長
4. 欠席者 なし
5. 傍聴者 2名
6. 教育長報告
7. 協議事項
協議事項第1号 大磯町立中学校給食について
8. 報告事項
報告事項第1号 平成28年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」結果について
報告事項第2号 平成29年度大磯町成人式及び新成人記念のつどいの開催について
報告事項第3号 平成29年度文化財消防訓練の実施について
報告事項第4号 第64回おおいそ文化祭の実施結果について
報告事項第5号 第16回大磯図書館まつりの実施結果について
報告事項第6号 企画展「大磯別邸城山荘 一三井高棟が遺したもの一」の実施結果について

- 報告事項第7号 病後児保育事業の二宮町児童の利用について
報告事項第8号 大磯町保育所条例施行規則の一部改正について

9. その他

(開 会)

教育長) それでは、ただいまから、平成29年度大磯町教育委員会第9回定例会を開催いたします。

本日の会議の内容ですが、協議事項が1件、報告事項8件でございます。

本日は委員5名全員、出席しておりますので、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第3項の規定により、定例会は成立いたしました。

なお、本日は傍聴を希望される方が見えておりますので、大磯町教育委員会会議規則第12条及び第17条の規定により、傍聴を許可いたします。暫時休憩します。

傍聴人が入場し、休憩を閉じて再開した。

(平成29年度第8回定例会議事録の承認)

教育長) 「平成29年度第8回定例会議事録」は、1ページから25ページに記載のとおりでよろしいでしょうか。

濱名委員) 訂正ではありません。正しくお話ししたつもりだったのですが、議事録の確認についてパソコンで送られてきたときに、テープを聞き直してもらったら発言が入っていなかったというお返事でしたので、説明をさせてください。

10月2日予定されていた懇話会が延期となって、結局その新日程のお知らせがなく、残念であったということを述べている場面があるのですけれども、延期となった説明を求めに教育長室に行った際、教育長からのお返事で、新日程が決まれば、こんな大事なことは当然教育委員さんにお知らせしますよと言っていた、その言葉をはっきりと述べたつもりだったのですけれども、書かれておりませんでした。こんな大事なことというふうに教育長が捉えてくださっていて、それを私に説明してくれたということで溜飲が下がったという経緯がありますので、その人の姿勢をあらわす大事な言葉を伝えていたと思っていた私の思い違いなのですが、私の意図のみ定例会の中でお話ししたようで、失礼いたしました。以上です。

教育長) 定例会の議事録について、記載のとおりでよろしいでしょうか。

各委員) 異議なし。

教育長) 異議なしの声がありましたので、「平成29年度第8回定例会議事録」については、ご承認いただいたものとします。

教育長報告

教育長) それでは、11月定例会開催後の平成29年11月17日から本日までの教育委員会諸行事等について報告させていただきます。

10月21日から12月3日まで、郷土資料館のリニューアル1周年企画展として、「大磯別邸城山荘 ～三井高棟が遺したもの～」を開催いたしました。36日間の開場で、5,371名の方にご来場いただきました。詳細につきましては、後ほど郷土資料館長より報告がございます。

12月1日から3日にかけて、教育研究所の人権教育研修事業として、国府中学校生沢分校の教員1名が、島根県で開催された全国人権・同和教育研究大会に参加しました。

11月29日から12月14日まで、平成29年第4回12月大磯町議会が開催され、教育委員会関係の議案を含め、全議案が可決されました。詳細につきましては、1月定例会にて報告いたします。

その他の諸行事につきましては執行状況表のとおりです。

なお、今後の予定につきましては、執行予定表をご参照ください。

また、11月定例会から本日までの間に、教育長に委任された事務で重要なものに関する事、専決した事項に関する事、その他についての報告は特にございませぬ。本日の報告は、以上でございます。

協議事項第1号 大磯町立中学校給食について

学校教育課副課長) 協議事項第1号「大磯町立中学校給食」について、概要を説明いたします。

それでは、おめくりいただきまして、1ページ目の「大磯町立中学校給食の取組み方針(案)」、「協議資料」をご覧ください。また、次をおめくりいただくと、「資料1」は「第2回大磯町立中学校給食に関する懇話会」の「要旨」、続いて「資料2」は「中学校給食実施方式の検討に係る調査業務委託の概要」、最後に「資料3」は、「大磯町立中学校給食に関する懇話会設置要綱」となっております。

ページお戻りいただきまして、「取組み方針(案)」でございますが、まずは「大磯町立中学校給食に関する第2回懇話会」のまとめでございます。要旨にもありますが、保護者代表や学校の教職員で構成される懇話会からは、大きくまとめると2点、(1)他の自治体の給食方式の調査や、専門家に実現可能かの調査をしてもらい、今後の給食のあり方を協議していく。(2)当面の昼食については、生徒が落ち着いて昼食時間を過ごしていることから、家庭弁当の持参を続ける。という意見が出されております。次に、2.今後の取組みについてですが、(1)まずは、今年度中、平成29年度中にアとして中学校給食実施方式の検討に係る調査業務委託を予算要求、イとして大磯町立中学校給食に関する懇話会構成員を見直す、そして、(2)平成30年度に、中学校給食実施方式の検討に係る調査業務委託(6月～10月)、大磯町立中学校給食に関する懇話会(2回程度)(9月～10月)、教育委員会定例会(10月)、エ 町政策会議(方針決定)(11月)。そして、平成31

年度以降、大磯町立中学校給食事業に着手。説明は以上でございます。それでは、ご協議をよろしくお願いいたします。

質疑応答)

長嶋委員) 今後の取り組みについてですけれども、懇話会構成員見直し(資料3)とありますが、先ほどからもそうですし、今までの経緯を伺いまして、懇話会のメンバーに我々教育委員も入ってはいかがかと考えておりました、現場の温度差がちょっと我々とまた違う部分を感じられましたので、そういうものを検討していただければと思います。

教育部長) 実は12月大磯町議会の最中に、この懇話会のメンバーについて議員から指摘を受けまして、現場の先生方が中心なのですが、本来ここに町側、行政のほうも加わるべきではないかですかと、そういったようなお話も言われておりました。あえて本日の議題に入れさせていただいたのは、正にその部分で、来年に向けては、この懇話会にもう少し、格を上げるというわけではないのですが、やはり行政側からも当然委員さんを含めたメンバーに加わっていただいて、より意思決定機関に近い部分での協議体にしていく必要があるのかなとは考えております。

現在は本当に委員の意見を伺うだけというような位置づけになっておりますので、もう少し踏み込んだ議論をしていただいて、最終的に教育委員会に提案、提言できるようなレベルでの会にする必要があるのではないかと実は考えております。

長嶋委員) 前向きに検討していただければと思います。

濱名委員) 給食の問題を改善するために、改善とは何かという問題を明らかにした上で、そうではなければ、徹底した改善というのは求められないと思うのです。方々から問題点を聞いたときに、同じような答えが出てきたというのは、現場の声を無視したということであったりとか、現場に相談なく進められたという残念な気持ちも大きいことがあったと思うのです。

教育委員が懇話会に入っていくのももちろんいいと思うのですけれども、現場の声を尊重するために、生徒会が活動しているそのような声であるとか、保護者たちが残食量の調査をして、その都度教育委員会に提出していると、そういう活動をしている委員会というのですか、その人たちを入れるとか、現場がしっかりと話し合ったという満足感がないと、何を押し付けてもうまくはいかないと、共感は得られないと思うのです。

大磯の教育のすばらしさというのは、今ホットなキーワードとして言われていますけれども、そのインクルーシブ教育であったりとか、アクティブ・ラーニングだったりとか、そういうのは昔から当たり前のようになされていたものであって、アクティブ・ラーニングというのも、生徒会の活動を見ているとすばらしいと思います。

制服問題、今大磯町の2校は自由な服でやっていますけれども、その制服問題を知りたくて、昨日大磯中学校に行って生徒手帳を貸してもらいました。

生徒手帳の中に詳しく書いてあるよと、「生徒心得」の中にあると聞いて拝見させていただいたのですが、制服問題以外にもさまざまな問題に取り組んで、生徒たちで問題提起をして、解決をして、生徒たちでそれを守って、教師はそれを支えているという、すばらしい環境があるのです。これを尊重して、活発な活動をする生徒たちも頼もしく思いますが、そういう指導をされている先生方にも敬意を表しますし、こういったところでしっかりと話し合った上で、町側が彼らに向き合って、問題を解決していくというのが望ましい解決方法ではないのかなと考えます。

教育部長) やはり現場の先生方の声、また保護者の皆さまの声、ただ、保護者の皆さまも実はさまざまあって、PTAがうまくまとめていただければいいのですが、なかなか難しい部分があるというのは、私ここ10ヵ月ほどいて実感しております。それは逆にPTAのほうもしっかり意見集約をしていただくというのも、また次回の検討については見直していく。当然行政側、教育委員会のメンバーは、教育委員さんでございますから、教育委員さんのほうにはその声をしっかり情報としてお伝えいただいて、こちらでもご判断いただく。当たり前の話になりますけれども、現場には現場でよく話し合ってもらって、現場としての取りまとめをしていただく。それを踏まえた上で、この場かどうか、懇話会でできっちり協議をしていく。それが当たり前のことですが、大事だなと改めて感じております。

濱名委員) 今の仲手川さんのお話の中で、生徒たちが抜けていたのですけれども、生徒たちも活動しているのです。実際に生徒たちもアンケートを取って、実は今日生徒総会の中で、給食の全員給食が望ましいのか、選択制がいいのか、そういう項目までアンケートで作ったものを、結果を私見たのですけれども、今日の10時50分からですか、生徒総会で話し合うというので、それを出した後で、その結果のことについてもお話しはできるかと思うのですが、すごく踏み込んだ話し合いをしております。そういうところに、例えば町の決定が彼らの意に添わなかったとしても、そこをしっかりと話してあげれば、彼らも納得した上で協力してくれると思うのです。制服のことだってそうなのですけれども、納得しているから今までずっと守って、頑張ってきているのだと思うのです。向き合うべきは生徒たちでもあって、もちろん保護者もそうなのですが、地域の方たちでもあって、大磯の住民にしっかりと向き合った話し合いを構築していただければと思います。

PTAの意見を集約してまとめてというお話を先ほどされておりましたけれども、PTAのほうでもアンケートを作って、最近教育委員会のほうに提出しましたというお話を聞いております。そちらのアンケート結果も見せていただいたのですが、そちらのほうもできれば委員のほうに公表して、話し合いのベースにあげていただければと思います。

教育部長) 生徒のご意見、いろいろあると思うのです。どの段階で、例えばそれこそ生徒の皆さんが選択制を選択するかというのは、逆にそれは教育課程の中で、数学を受けないとか、何を受けないと、そういうレベルの話ではなく

て、ある程度条件があって、この範囲内で、例えば献立ですとか、具体的にどのような形で、どのようなメニューがいいのか、そういった部分は当然生徒さんの意見を伺う。ただ、もっと導入するしないのレベルというのは、生徒さんの意見は当然あるでしょうけれども、それはある程度行政側なり、また当然保護者の皆さん、大人のほうで判断すべきことで、それで生徒さんの皆さんの意見は聞くのは聞く、それは住み分けが必要かとは思っております。そういうところをきっちりと生徒会のほうにもお話しして、前提条件として、この部分について話し合ってください。教育のほうの段階の部分から、これは保護者、先生、行政で話し合いますよということになると思います。逆に言うと、そういう説明がないままにきてしまうと、何でもかんでも自分たちの意見を言える、それはそれでちょっと違うのかなという、それも注意してやっていく必要があるのかなと思っております。

濱名委員) 生徒たちは自分たちの意見を通したくてやっているのではなくて、向き合って話し合いをしたいのです。自分たちの意見が通らないのなら、その説明をしてもらえると、納得して、今度はその子たちが代々代々つながっていくはずなのです。そこがなかった。その話し合いをしたという満足感がないから、失敗したのではないかと思うという話をしたのです。そうしなくてはいけないのだということ言えば、中学生たちはすごく理解して脈々とつなげていく力を持っていますので、そこに向き合って話し合いをしてくださいということです。

青山委員) 今までは給食が中止になるに至った大きな問題、異物混入ということだったと思います。やはり子どもたちがお弁当の蓋を開けたときに、いろいろ受け入れ難い問題があったという現実がございますので、それについて教育委員会としていろいろ調べていった経緯もありますので、それを再度何が問題だったのかということをもう一度検証し直して、これから新しい給食の在り方がだんだん明らかになってきたときに、その反省点を生かして、子どもたちが喜んで受け入れてもらえるような形の給食の形態ができるように、反省する、検証するというところをもう一度してみたらどうかと思います。

曾田委員) 今青山先生からお話がありましたけれども、私はそれともう一つ付け足したいと思います。業者の契約の問題等今回いろいろ問題がありましたので、そういうことも今後の取り組みという点で、やはりもう一度見直しをして、どのような対応が良いのかというのを十分検討して、進めていくことがいいのだらうと思っております。

今回幾つか問題点がありましたが、今後もう一度取り組む中で、少し落ち着いて全体を検討するような場面を一回だけ設け、解消すれば、大分見通しが出てくるのではないかなと思いますので、一度そのような機会を作られてはいかがでしょうか。

教育長) 今各委員から、改善策、現場の声、生徒の声、保護者の声、それから異物混入という問題、業者の問題、この辺の今回の反省点をきちっともう一回まとめて、それなりに捉えていく必要があるのではないかな、それで進めていく

必要があるのではないかというご意見だったと思うのですが、もう少しご意見があればお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

曾田委員) 平成 29 年度の予算要求とか、30 年度とか、いろいろな計画がございますが、それらを一度ルールに乗せる前に、今回の反省を一回やって、そしてもう一回ルールを敷き直ししたらどうかなと、そういう意味で今申し上げております。一回そういう機会をつくられたらどうかなということです。これ、いつごろからどういうふうに検討していくのか、具体的ではないのですが、大体の大筋だけ見させてもらっていますけれども、そういったところのもう少しわかるような時期がいずれ来ると思いますから、前もってこんな感じでどうだろうかという案を一度お見せいただければ大変有り難いと思います。

教育部長) やはり表面的ではなくて、実際の問題点をかなり突っ込んだ話し合いをする必要があるのかなというところですね。これは改めて、今お二人からいただいておりますし、先ほどの濱名委員の反省も踏まえて、一度検証して、総括をした上で次のステップということですね。それはちょっと何らかの形で場を設けられるよう目指していきたいと思います。

教育長) 時期的にはどうですか。

教育部長) そうですね、やはり今年度中のほうがよろしいですね。

教育長) 年度内ですね。

教育部長) そうですね、できれば、学校長にも入り、現場の当事者として考える必要があるのかと思っておりますので、何らかの意見交換はさせていただければと思います。よろしく願いいたします。

濱名委員) 資料 1 にあります懇話会をまとめていただいたものなのですが、私たち委員は、テープ起こしをした全部の言葉を見せていただけたらいいと思います。この懇話会からの方向性というのがなかなか見い出せないというか、こんな話し合いだったのかなと疑問に思うところも私はあります。ぜひ全部、だれがというのはなくても、こういう発言があったというのを載せていただいたものを見たいと思います。

教育部長) 一応懇話会ですので、審議会とか協議会と違って、全部筆記は確かにしていないのは事実なのですが、それは少し検討させていただければと思います。

学校教育課長) 確かに懇話会ということで、細かいテープ起こしはしてなくて、筆記でメモを取った程度のもので、各メンバーさんには照会をかけて確認をとった上で、ここに提示しているという状況でございます。以上です。

教育部長) 資料 2 の調査業務委託については、議場で大体今 1,500 万円ほど要求していて、要求の段階ですので、当然査定が入ります。資料 2 にあるような 3 方式すべてを、1,500 万円ですとかなり高額、具体的に言って、校舎の改修の見込みですとか、できるですとか、できないですとか、改修するにはどこを改修したらいいのかと、事細かいような比較になっておりますけれども、これも当然今後の予算によってはある程度、もう少し大まかな調査にできないかと思っておりますので、その辺は、まだ流動的でございますので、これを

すべてできるかどうかはわかりませんが、現時点ではこのような内容を考えているということでございます。

濱名委員) その資料2を見て思い出したのですけれども、自校方式にしても、センター方式にしても、親子方式にしても、すべて全員給食が前提で行われるわけですか。

教育部長) 基本的には最大限で見ておかないといけません。しかし、その議論は今ここです話ではないと思いますので、データを示した上で、今後話し合っていく内容かなと思っております。ただ、当然これは全員給食を前提とした調査を必要とすると思います。

濱名委員) 心配だったのですけれども、教員から聞いた話も、子どもたちの、今日生徒総会で話し合う内容からしても、全員給食を望む声というのはすごく少なく、その上でこの調査を、1,600万円とおっしゃいましたか、それを使ってやっていくということにもろ手を挙げて賛成していいのかなということを少し懸念するのです。やはりもう少し現場との調整が早くに必要ではと考えます。

教育部長) この調査自体は、全員給食にするか、選択制にするかを調査するわけではなくて、あくまでも全員給食した場合の施設の費用ですとか、ランニングコスト、当然その後は話し合っただけで決めていただきたいと思います。ただ、データの、つい先だっても文科省のデータを見ましたけれども、基本的に全国で90%近いところが全員給食でやっているというところがございますから、基本的には本来給食というのは、食育の一環でございますから、全員給食が基本的には前提となるというのが文科省のスタンスであり、それを踏まえた上での、最終的には教育委員会の判断になってくるとと思いますから、これを判断するのは事務局ではありませんので、今後この会なりを通じて決めていただくものだと思っております。

濱名委員) 全国的に90%以上が全員給食だからということで、あなたたちもそうふうになるのですよということではなくて、やはり向き合うところは、大磯の子どもたちですから、そこをちゃんと言えればわかってもらえると思います。なので、今は選択制の声がすごく大きいのですけれども、そこを丁寧に説明していけば、うまくいくと思うのです。ですが、そのまま全国がこうだからとドンと落としていくというのは、また失敗といったら失礼ですけれども、うまくいかない方向になるのではないかというところを思ったのです。1,600万円というのは町民の税金を大きく使うところだと思いますので、そのやり方だけですね、私が心配しているのは。

教育部長) まさにそういうのは委員さんのほうで話し合っただけでいただきたいと思しますので、事務局が決める内容ではございませんで、それはご理解いただきたいと思っております。

教育部長) 事務局のほうでは、こういった形で、最大食数とか、最大学級数とか、そのところの調査をきちんとやっていく。それを基に教育委員会で委員さんの話し合いにしていくというようなところで、食育について、その他について、

またいろいろなご意見がそのところで考え方ですよね、前回は出ておりましたが、その辺は国が考えるところ、我々大人が考えるところ、子どもが考えるところがあると思うのですけれども、そのところもまた教育委員さんのほうでいろいろなご意見をいただけたらと思います。そのほかいかがでしょうか。

青山委員) そのお話の続きになりますけれども、やはり町は大磯の教育として給食を実施して、食育、それから一日の食としての食事の提供という、大きな目的があって、このデリバリー給食という形で始めたのだと思うのです。それに対していろいろ問題が起きたのですけれども、それが子どもたち、児童生徒との話し合いが足りなかったとか、いろいろな問題が見えてきたわけですから、それについて、やはり先ほどのお話の中に出てきたように、もう一回反省、総括して、そこを確認する。そうすると、今濱名委員さんがおっしゃったような課題についても、今度はクリアしていけるという状況も見えてくると思うのです。ここで選択制にするのかどうするのかという議論は、まだ時期が早い問題だと思いますし、やはりもう一回反省、総括の場を設けることが当面大事な事かなということは今また再度ここで感じたところです。

教育長) いずれにしても、もう一度反省、総括して、課題点を整理していくことが必要だろうということで、年度内と先ほどお話がありましたように、そういった方向でいきたいと思います。そのほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

報告事項第1号 平成28年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」結果

学校教育課副課長) 報告事項第1号 平成28年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸課題に関する調査」結果につきまして報告いたします。

文部科学省と神奈川県教育委員会から公表されたお手元の資料のとおり、全国・神奈川県の結果に加え、大磯町の状況をご報告いたします。

まず、おめくりいただきまして、資料1「全国」の状況です。

1『暴力行為』は国公立の小・中・高等学校の状況になります。発生件数は59,457件です。前年度に比べ、約2,500件の減少となっています。

校種別では、小学校が約5,700件の増加、中学校が約3,000件の減少です。

形態別では、「生徒間暴力」が最も多く占めている状況は変わりません。

2『いじめ』につきましては、小・中・高・特別支援学校全体で、認知件数が323,808件、前年度より約99,300件の増加となっています。

いじめの現在の状況で「解消しているもの」の件数の割合「解消率」は90.6%で、「解消しているもの」と「一定の解消が図られたが、継続支援中」の件数の割合「改善率」は99.7%です。

3 『不登校』につきましては、小・中学校の合計が 134,398 人で、前年度より約 8,400 人増加しています。

不登校児童生徒数の在籍者数に占める割合「出現率」は、小学校 0.5%、中学校になりますと、3.0%となっています。

次に、おめくりいただいて 資料2「神奈川県」の状況です。

1 『暴力行為』の発生件数は、前年度より約 900 件増加し 8,195 件でした。小学校は前年度より 1,146 件増加して 4,459 件、中学校は前年度より約 300 件減少して 3,299 件でした。形態別では全国と同じく生徒間暴力が最も多くを占めています。

2 『いじめ』につきましては、認知件数が前年度より 6,459 件増加して、14,375 件でした。

今回も小学校の認知件数が中学校の認知件数を大幅に上回っております。

3 『不登校』につきましては、前年度より 1,493 人増加し、10,417 人でした。

最後に、資料3「大磯町」の状況です。

まず、暴力行為の発生件数は、分校を除くと小学校では 18 件、中学校でも 18 件です。

全国や県と同じく、生徒間暴力が最も多くを占めております。

今後も児童生徒同士の関係構築に向けた取り組みを求めていきます。

いじめの認知件数は 708 件で、昨年度と比べ、特に小学校では大幅な増加となっております。これは、いじめはどの学校、どの学級、どの子どもにも起こる可能性があるものという基本認識を持ち、町や各校作成の「いじめ防止基本方針」に基づき、また 2013 年施行の「いじめ防止対策推進法」に則り、きちんと認知し、対応していくという考え方が浸透してきたことから、と言えます。

資料の中段右側、いじめの解消率・改善率ですが、「解消しているもの」と「一定の解消が図られたが、継続支援中のもの」を合わせた「改善率」は 100%となっておりますが、「解消率」は近年、100%にはなっておりません。「解消した」とするよりも、継続して支援して見守っていくという認識のもと、今後も教職員のいじめ対応の周知や、未然防止への理解を深めるとともに、チームとしての支援体制の強化や、定期的な児童生徒の情報交換など、組織的に取り組むことを求めてまいります。

続いて、不登校の児童・生徒数ですが、小学校は前年度より 1 名の減少で 13 名、中学校は増加しており 30 名となっております。

小中学校ともに、病気欠席者を含めた年間 30 日以上欠席の長期欠席者数全体は増加しております。

学校では、教育相談コーディネーターを中心に、チームとして不登校傾向の児童・生徒を把握するとともに、必要に応じて関係機関を含めて協議して対応しています。学校教育課としましても、各月 3 日欠席調査や学期ごとの長期欠席者調査を行い、毎月の経営者会議や教頭会等でもそれらを共有して

おります。また、県による問題行動等短期調査により状況把握に努め、必要に応じて指導主事が学校に欠席の状況や対応について確認し、指導・助言を行っています。

また、子ども本人の課題だけでなく、家庭にかかる状況がきっかけになる割合も高く、スクールソーシャルワーカーによる福祉的アプローチの必要性が求められるケースも多く、今年度、町で新たに採用したスクールソーシャルワーカーと、そのようなケースに現在対応をしているところでございます。これからも、校内では対応が難しいケースに関しては、外部機関との連携を積極的に進める必要があります。

最後に、不登校の児童・生徒に個別的な対応をするという考え方だけではなく、新たな不登校児童・生徒を生まないという未然防止の観点から、幼小中の連携や、「大磯学びづくり推進事業」の「日常授業の改善・充実」による効果にも期待していきたいと考えています。報告につきましては、以上です。

質疑応答)

教育長) 一点、出現率で見た場合、大磯町のこの数字は全国、県と比べて、不登校はいかがでしょうか。

学校教育課副課長) 不登校の出現率ということですが、全国、それから県と比べて、やはり高いという数字を示しております。先ほども申し上げたように、やはり本人の課題だけではなく、家庭の協力が必要というケースもございまして、スクールソーシャルワーカーと現在対応をしているところでございます。

長嶋委員) いじめの発生件数ですが、小学校が非常に前年度から比べると多いと、これは何か調べる方法が変わったということですか。

学校教育課副課長) 2013年施行のいじめ防止対策推進法にのっとって、きちんと認知するという考え方が浸透してきたことからと言えます。子どもが嫌な思いをしたということはきちんと見ていて、担任がカウントしているという結果がこのように出ていると考えております。

濱名委員) 不登校が多いのはちょっと驚いていたのですが、チームとして皆さん不登校のことに対して取り組んでいらっしゃるの話を聞いてわかったのですが、具体的に対策していること、この子に対してこれ、こういう環境の子に対してこれというのは、少しお聞かせ願えるところがあれば聞かせていただきたいのですが。

学校教育課副課長) 個別の話に近くなってしまうものは控えさせていただきますけれども、やはりその子その子の状況によって、何を支援の資源として使っていくかというのは個別で違いますけれども、その子その子、その家庭に必要な資源というのは何かというのをまずみんなで考えて、それを使って解決していくという方法を取らせていただいております。

濱名委員) これだけ人数が多くて、同じような対応でしていたら、やはり詰まってしまうので、1人1人に向き合ってやってくださっているというのは聞いていて安心します。それにしても多いのも問題で、1人1人がどういう状況でどういう原因で不登校になっていったのかというのはしっかり把握してやっていただきたいと思います。

青山委員) 大磯の表の中で、いじめの解消率の中学校の55.6%は、ちょっと低い感じがするのですが、それから下の欄の不登校のところの中学校の不登校30人という数字、これはやはりいじめが原因で不登校につながっているのではないとか、そういうような場合もあるのでしょうか。

学校教育課副課長) 解消率の数字は、あえて解消していると決めないで、継続して見ていきたいということで数字にそのようにあらわれていると認識しております。

それから今青山委員がおっしゃった、不登校の原因については、非常に私たちも注意深く見ていくことで、もしこれがいじめによる不登校となった場合は、非常に重大な案件となってきてしまいますので、学校のほうと連携して、これは何が原因かというところは本当に私たちも注意深く学校側と話をしているところです。

青山委員) 不登校は捉え方が難しいところがあるのかなと思っていたので、わかりました。

曾田委員) 大人の社会でも暴力があって、現在大きな問題になっておりますけれども、例えば大磯町で暴力問題、あるいはいじめも多少入るかもしれませんが、学校で何かパンフレットを作ったりとか、小中学生ですから、パンフレットがいいのかどうかは別として、暴力は絶対しないという、何か啓発活動とか、そういったものは現在行われておりますでしょうか。

学校教育課副課長) 町としてのパンフレットは、もちろんいじめや不登校や悩み事は、こういうところに相談してくださいというパンフレットは配っておりますが、暴力はだめですというパンフレットは、町ではないのですけれども、県や全国の相談機関の中にはそういうものを作っているところもありますので、町としてもこの数字を見るとその必要性もあるかと思っておりますので、研究していきたいと思っております。

曾田委員) ぜひそういう調査、研究をしていただいて、やはり子どもたちは大人という言葉はなかなか理解できないところもありますので、わかりやすい言葉で、どうしたらそれをなくすことができるか、そういったものをせっかくですから、みんなで検討できればありがたいと思っております。

教育部長) 特に不登校の問題は、やはり大磯町は出現率が高いというようなお話が先ほどありましたけれども、いじめも含めて、来年は教育研究所の充実というのを我々としても一つの柱と考えております。そこで、いわゆる専門職、スクールソーシャルワーカーですとか、チームの先生ですとか、そういった先生方をサポートする体制もやっていかなければいけないのかなど。移転も含めての体制を来年以降やっていこうかなど考えておりますので、これは本格

的にやっていかないと、大きな問題になってくるなというふうには考えております。

曾田委員) ニート問題がひところ叫ばれたのは、今から 20 年前後になりますが、それが一向に解消されていないのです。当時子どもたちがずっとそのまま大人になって、まだ今 85 万人からもっと多い数字になっております。ということは、この今の不登校は予備軍みたいなところに位置するわけですね。それをどのように子どもたちがそのままずっと引きずっていくことのないように、どうしたらできるのか、きめ細かい体制はこの町は十分とれているかもしれませんが、なかなか解決まではいっておりませんので、そういったことをもう一回、先ほどお話がありましたように教育研究所を充実するような話もありますので、そこでまた話し合う機会をつくって、ぜひ実現可能なスタイルが生まれるように協力できればいいなと思っております。

長嶋委員) 1人1人の対応はきめ細かい対応をしていただくということかなと思います。あとは、来年度から道德教育が開始されますので、その辺をどのように地道に成果につなげていけるかというのが大事かなと感じております。

報告事項第2号 平成29年度大磯町成人式及び新成人記念のつどいの開催について

生涯学習課長) 報告事項第2号、平成29年度大磯町成人式及び新成人記念のつどいの開催について報告いたします。裏面の開催要領をご覧ください。

成人式は、新たに成人と迎えた方々を祝い、励まし、大人としての自覚をもって心豊かな生き方を目指していただくことを願って毎年開催をしています。

本年度の日程は、平成30年1月8日の成人の日に、午後1時30分から3時30分までの予定で開催いたします。

会場は大磯町立国府小学校体育館から再び、大磯プリンスホテル国際会議場といたします。

内容の構成は、前半の成人式式典を大磯町と大磯町教育委員会の主催で行い、後半の、新成人記念のつどいは新成人の組織する実行委員会によって開催されます。

新成人の該当者は、平成9年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた方が対象になります。平成29年12月1日現在で、男性が139人、女性が128人、合計で267人となっています。

当日のスケジュールですが、午後0時50分から受付を開始し、午後1時30分から式典を開始いたします。式典は生涯学習課の進行で行ない、関係者の方々から祝辞・挨拶をいただき、15分程を予定しています。

引き続き、新成人記念のつどいが、実行委員会の主催・進行で執り行われます。開会の後は、実行委員長による挨拶、恩師の紹介、スライドショー、

乾杯、会費制のティーパーティーへと進みます。その後、写真撮影、実行委員の自己紹介、そして閉会という行程になっています。

また、当日の受付や会場整理については、新成人の実行委員のほかに、大磯町青少年指導員の方々にもお手伝いをさせていただきます。

例年のボランティアにつきましても、12月広報において、27日締切として来年度以降に成人式を迎える方を募集しておりますが、現在のところ応募はありません。

なお、教育委員の皆様におかれましても、本日、ご招待状をお渡ししておりますが、ご都合がつかれましたら、ご出席いただき、成人の門出をお祝いください。よろしく願いいたします。 報告は以上です。

質疑応答) なし

報告事項第3号 平成29年度文化財消防訓練の実施について

生涯学習課長) 報告事項第3号、平成29年度文化財消防訓練の実施について説明いたします。表紙を一枚おめくり下さい。

毎年1月26日は、「文化財防火デー」と定められ、全国的に文化財防火運動が展開されています。文化財を火災、震災、その他の災害から守るとともに、文化財愛護意識の高揚を図ることを目的としたキャンペーンが各地で行われます。

大磯町では、平成21年3月に旧吉田茂邸が火災で焼失したことから、「文化財防火デー」の一環として、実践的な消防訓練を実施することで、文化財を所有する皆さんや関係機関、地域住民の方々に対して、防火・防災意識を高めていただこうと実施してきました。

これまでに8箇所の寺院や神社等で実施しています。

本年度については、平成30年1月20日の土曜日に、旧吉田茂邸の向かい側、中丸の西長院において実施いたします。

実施主体は、大磯町教育委員会生涯学習課、大磯町消防本部、消防署、消防団本部及び第5・第9分団が主体となり、警察署の協力を得て行います。

訓練の概要は、午前10時より10時30分までの予定で、西長院から出火したと想定いたしまして、119番通報訓練、初期消火訓練、文化財の持ち出し訓練の順におこないます。

通報に基づきまして、指令を受けた消防車両が、サイレンを鳴らして現場に到着し、放水訓練を行い、その後、挨拶と講評で閉会する行程となっております。

当日はサイレンが鳴り、消防車が出動し、消防車の駐車・放水があり、付近の一部の道路を一時的に車両の通行制限させていただくこととなります。

今月末発行の1月広報において掲載をするほか、区長会には一昨日の区長連絡協議会定例会を通してご説明いたしました。また、通行制限をさせていただく地区の方々には1週間前に担当からチラシを配布し、周知を図ります。報告は以上です。

質疑応答)

濱名委員) こちらには、どのような文化財があるのでしょうか。

生涯学習課長) こちらには町指定の石造物地蔵菩薩立像がございます。

報告事項第4号 第64回おおいそ文化祭の実施結果について

生涯学習課長) 報告事項第4号、第64回おおいそ文化祭の実施結果について報告をいたします。裏面の実施結果概要、1頁をご覧ください。

本事項は、7月、9月定例会におきましても経過をご報告しておりました、案件の実施結果です。

今年の文化祭は、10月21日の衆議院議員選挙投開票となったことを受けて、4. 会期に記載していますように、10月21日、22日で社会教育施設3館の使用により、展示部門の場所変更、と展示点数の縮小により開催を見込んでおりましたところ、10月21日からの大型台風21号の接近・通過予報により、22日の開催を中止としました。

また、10月23日月曜日に旧吉田茂邸での開催を予定し、応募定員越えとなっていた、文化祭とのコラボレーション企画「カンカラ三線演歌師 岡大介 トーク&ライブ～唾蟬坊演歌の魅力～」も中止しております。

5. 概要ですが、発表展示の生涯学習館では417人、郷土資料館では65人、図書館では188人の来場でした。

2ページをごらんください。記念品を差し上げる「会場めぐりスタンプラリー」では、昨年の151個に対し、配布数32個でしたので、記念品を次回の文化祭に持越す予定です。また、日程を10月27日から29日の3日間とした、郷土資料館研修室を使用したおおいそ美術展には617人の方々に来場いただきました。

吉田茂邸管理棟での茶席と場所を月京会館に移した囲碁大会は22日開催のため、中止いたしました。

その他の事業につきましては、民間のギャラリーである「世代工房」も文化祭にあわせて展示をしていただき、昨年の50人より増えて75人の来館者との報告がされています。高麗の善福寺では、昨年同様、文化財特別公開と銘打ち、国指定重要文化財「木造伝了源坐像」と県指定重要文化財「木造阿弥陀如来立像」を一般公開されましたが、昨年の40人に対して10人との参観者報告がありました。

また、昨年は11月3日でしたが、今年は10月9日に資料館前の城山公園ふれあい広場において行われた、湘南ハワイアン愛好会のつどいにつきましては、好天に恵まれ、昨年の倍の500人の参加と、主催団体から発表されました。

さらに、10月21日から今月12月3日までの間、郷土資料館では、リニューアル1周年記念企画展「大磯別邸城山荘 三井高棟が遺したもの」を協賛企画展として開催し、入館者数は5,371人とのことでした。

なお、この他に10月21日から11月5日の期間内に、隔年開催の西小磯東を含めた町内12地区において開催された、地区文化祭もそれぞれたいへん盛況でありました。

続いて3頁をご覧ください。3頁上段は、本年第64回おおいそ文化祭の入館者の状況を一覧です。

地区文化祭と郷土資料館企画展を除いた入館者数は、総計で1,872人、資料館での美術展及び城山公園でのハワイアンを除くと755人であり、昨年度の総計1,616人と比べ大幅な減です。選挙と台風の影響が大きかったものと思われる。

先週12月14日には、今年度最終の運営委員会を開催し、さまざまご意見が出ましたので、来年度に向けて、文化祭の開催・運営方法を引き続き検討してまいります。報告は以上です。

質疑応答) 質疑なし

報告事項第5号 第16回大磯図書館まつりの実施結果について

図書館長) 報告事項5号第16回大磯図書館まつりの実施結果について報告します。

開催の目的は、幼児からお年寄りまで、地域のふれあいの場として、大磯図書館まつりを開催し、図書館の活用を促すようにするものです。

日時は11月12日、日曜日 午前9時から午後2時まで図書館本館で開催しました。

主催は大磯町立図書館、共催として図書館ボランティアで構成する大磯図書館まつり実行委員会、またNPO法人「大きなうち」に協力をいただきました。

参加人数は1,351人で、前年度の1,240人から111人の増となり、大変盛況でした。毎回参加者数が一番多い古本市は815人の参加があり、6,777冊の寄贈図書と除籍図書を出品して、持ち帰られた冊数は4,601冊で、67.9%の持ち帰り率でした。

また、図書館まつりでいただいた協力金は59,544円でした。この協力金により実行委員会が児童書を購入して、図書館に寄贈していただく予定です。

また、反省会を 12 月 7 日に開催しましたが。意見としては、町広報 11 月号に図書館の特集と一緒に図書館まつりが紹介されたことで新たな参加者を集めることができたのではないかという意見がありました。

質疑応答) なし

報告事項第 6 号 企画展「大磯別邸城山荘 三井高棟が遺したもの」の実施結果について

郷土資料館長) 報告事項第 6 号、企画展 大磯別邸城山荘 一三井高棟が遺したものの一の実施結果について、ご説明させていただきます。

資料をご覧ください。今回の展示は、平成 29 年度第 2 回企画展として、平成 29 年 10 月 21 日 (土) から 12 月 3 (日) まで、36 日間にわたり開催いたしました。

今回の企画展は、郷土資料館リニューアルオープン 1 周年に、郷土資料館の建つ城山の地にかつて存在した「城山荘」をテーマに取り上げたもので、資料の 4 に記載の展示構成といたしました。

会期中の入館者は 5,371 人で、1 日平均 149.2 人の方が来館されたことになります。ほか、資料 2 頁に記載の関連行事を実施いたしました。

質疑応答) なし

報告事項第 7 号 病後児保育事業の二宮町児童の利用について

子育て支援課長) それでは、報告事項第 7 号病後児保育事業の二宮町児童の利用についてご説明いたします。資料の 1 ページをご覧ください。

病後児保育事業は、子ども・子育て支援法に規定される地域子ども・子育て支援事業のうちの 1 つで、病気の回復期にあつて集団保育が難しいお子さんを、専用の保育室でお預かりする事業になります。町では、社会福祉法人エリザベス・サンダース・ホームが平成 28 年度に開園いたしました「認定こども園あおばと」内にあります、病後児保育室「もりのうさぎ」で、町からの委託事業の一つとして平成 28 年 6 月より事業を開始しております。

事業概要といたしましては、記載のとおりとなりますが、認定こども園あおばとの開園日となります月曜日から金曜日までの午前 7 時 30 分から午後 6 時 30 分の間で、1 日あたり 3 名のお子さんをお預かりすることを上限として、看護師 1 名・保育士 1 名で対応しております。

対象児童については、現在は町内にお住まいの方、または保護者の方が町内に在勤・在学している方で、生後6ヶ月から就学前のお子さんとなっております。

また、1回に利用できる期間は、利用初日から数えて7日以内とし、給食やおやつ等を除き、利用料として1日あたり2,000円を負担して頂いております。

次に、利用実績については、資料の下段の表をご覧ください。

平成28年度は、6月からの延べ10か月間で、登録人数が35人、利用人数が34人でした。平成29年度は、平成29年12月1日現在の延べ8か月間で、登録人数が47人、利用人数が18人となっております。

町では、当初年間50人程度の利用を見込んでおりましたが、現時点では、平成29年度も前年度同様に、50人を下回る見込みを立てております。

1日3名を上限としている中で、病状などにより受入れの調整等が必要な場合もありますが、利用人数の枠としては、まだ余裕があるものと考えております。この様な町の現状を踏まえた中で、二宮町の児童の利用について、検討を進めてまいりました。

二宮町の児童の利用については、以前より病児・病後児保育施設を持たない二宮町から、広域利用について打診を頂いておりました。また、国や神奈川県でも病児保育事業を推進したい旨の考えがあり、今年2月には、県の次世代育成課と二宮町が来庁し、病後児保育事業の広域連携に係る打ち合わせや現地の視察を行いました。

町では、利用方法や事業費の負担に関する覚書などについて、二宮町と協議を重ねるとともに、受入れ枠にも余裕がありましたので、二宮町の児童を受入れることは可能であると判断しております。

実際の受入れ開始は、平成30年4月1日からと考えておりますが、そのための準備行為として、町の病後児保育事業実施要綱の改正、二宮町における町民への周知等も必要となりますので、二宮町との間に利用方法や事業費の負担に関する取り決めを記した覚書等の締結を来年早々、1月中に実施したいと考えております。

報告事項第7号「大磯町保育所条例施行規則の一部改正について」の説明は以上となります。

質疑応答)

濱名委員) 意見ではなくて、こういう制度を利用しているお友達の先生がいるのですけれども、すごく助かって、安心して仕事に行けるといことですので、隣町の二宮町とも助け合うためにも、ぜひ進めていただきたいと思います。

青山委員) 今の説明の中で、現在は余裕がある状況だという、「余裕」という言葉が何度か聞かれたのですけれども、今後例えば余裕がなくなる場合、大磯の利用するご家庭が多いとか、いろいろな状況があると思うのですけれども、

そのような状況についても、いろいろ覚書の中で明記していくというようなことになるのですか。

子育て支援課長) 具体的に利用人数が増えたからと言って利用を断るところまでは覚書には記載しませんが、まずは大磯町の病後児保育事業を優先させる旨の文言を入れさせていただいております。あくまでも町の事業を行った上で、二宮町民を受け入れできるところについては受け入れていきます。といった覚書にしていきたいと考えております。

青山委員) 隣同士の町ですごくそういう病後児のご家庭や子どもたちのために、同じような条件でやれば一番平等でいいかもしれないのですが、そこは一つの事業として、大磯町の事情もあると思いますので、過不足のないような覚書を締結していただきと思います。

子育て支援課長) こちらの事業については、町が施設の整備費や事業費を負担しております。今後は二宮町にも一部負担をしていただきますが、町の事業を優先的に行った中で、余裕ができた部分について二宮町に活用していただくというような考えで進めていきたいと思っております。

報告事項第8号 大磯町保育所条例施行規則の一部改正について

子育て支援課長) それでは、報告事項第8号「大磯町保育所条例施行規則の一部改正について」ご説明いたします。

本件については、11月16日に開催されました第8回の定例会で付議いたしました「大磯町保育所条例等の一部を改正する条例」に基づき、町の保育所条例施行規則の一部を改正するものです。ちなみに保育所条例等の一部改正につきましては、前回の定例会でご承認を頂いた後に、11月29日に開催されました町議会にて一部改正について可決されているところです。

それでは、説明資料の1ページをご覧ください。まず改正概要といたしましては、平成29年9月22日に施行されました国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律に基づき、国家戦略特別区域法の一部が改正され、大磯町保育所条例の一部を改正いたしました。それに伴い大磯町保育所条例施行規則について、規定の改正を行うものになります。

次に改正内容ですが、国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）の第12条の4の「児童福祉法等の特例」の所に新たに条項を追加されたことにより、それ以降の条番号を修正するものです。ちなみにここで言う「児童福祉法等の特例」とは、地域限定保育士に関する事項を明記している条項になります。

また、同法を引用している本規則も条ずれすることになりますので、今回の改正で条番号を整理するもので、条例改正と同様に実質的な規則の内容について変更するものではありません。あくまでも条番号を整理するための改正となっております。

次に施行日につきましては、公布の日から施行するものといたします。

なお、参考資料といたしまして、2ページには本規則の改正文を、3ページには新旧対照表を添付いたしましたので、ご確認いただければと思います。

報告事項第8号「大磯町保育所条例施行規則の一部改正について」の説明は以上となります。

質疑応答) なし

(その他)

濱名委員) 今現在の給食の方向で、お弁当を持ってきてもらっていますよね。そのお弁当を持ってくることが困難な家庭ということの調査の方法、それと件数を教えてください。

教育部長) 具体的に細かい調査をとったわけではなくて、指導主事のほうで現場に行って先生からの聞き取り調査をやっているというのは聞いています。「持って来られない」という意味があれなんですけれども、基本的に全員何らかの形で昼食は持ってこられているということでございます。大多数が家庭からの弁当ですけれども、大磯中学校では大体クラスに1人程度、国府中学校は大体学年に1人程度がコンビニ弁当を持ってきているという、先生からのヒアリングの結果という形で伺っております。ですから、物理的な話ですね、全員皆さん持ってきていて、繰り返しになりますが、何らかの事情で家庭で作れないというのは、大磯中学校が大体クラスに1人程度、国府中学校が学年に1人程度ではないかという先生のお話でございます。

教育長) では、次回の会議について事務局から報告をお願いいたします。

事務局) **次回の教育委員会定例会は、1月18日、木曜日、午前9時から、役場4階第1会議室で開催予定です。午後は大磯小学校の訪問となります。**

教育長) それでは、以上をもちまして、平成29年度大磯町教育委員会第9回定例会を閉会いたします。お忙しい中、長時間にわたりご審議いただきまして、ありがとうございました。お疲れ様でした。

(閉会)

会議の経過を記載し、その相違ないことを証しここに署名する。

平成30年1月18日

教 育 長 _____

教育長職務代理者 _____

委 員 _____

委 員 _____

委 員 _____